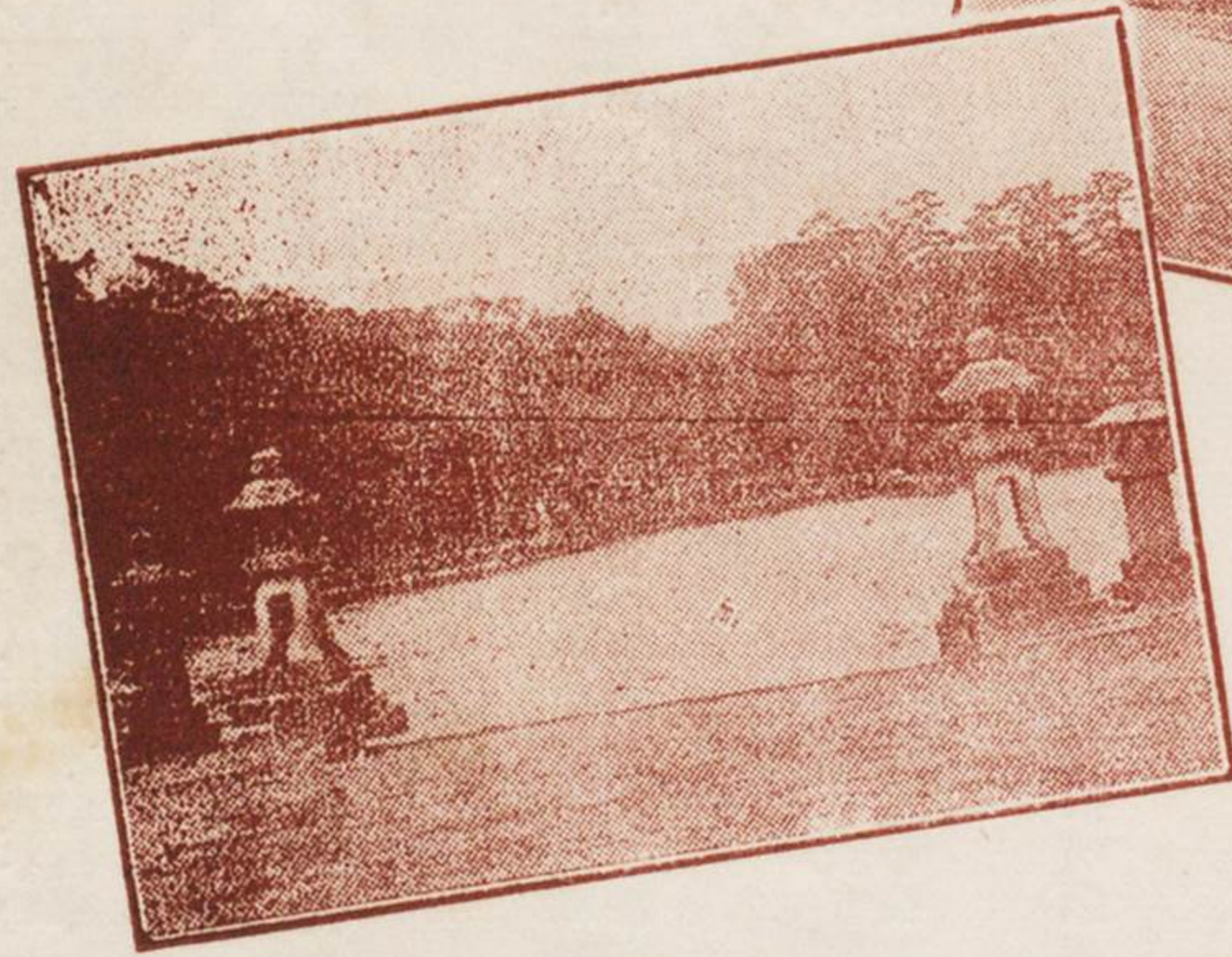
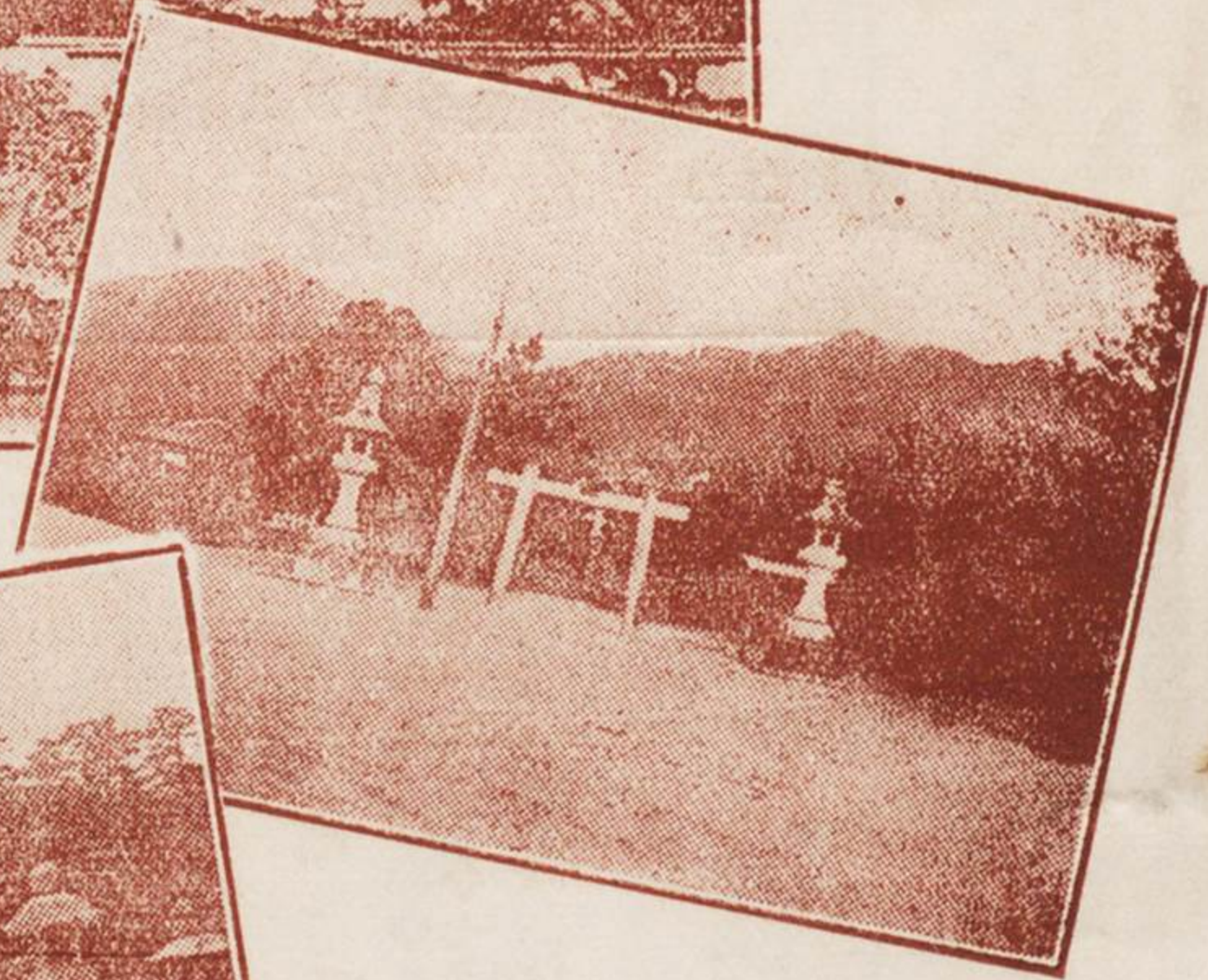
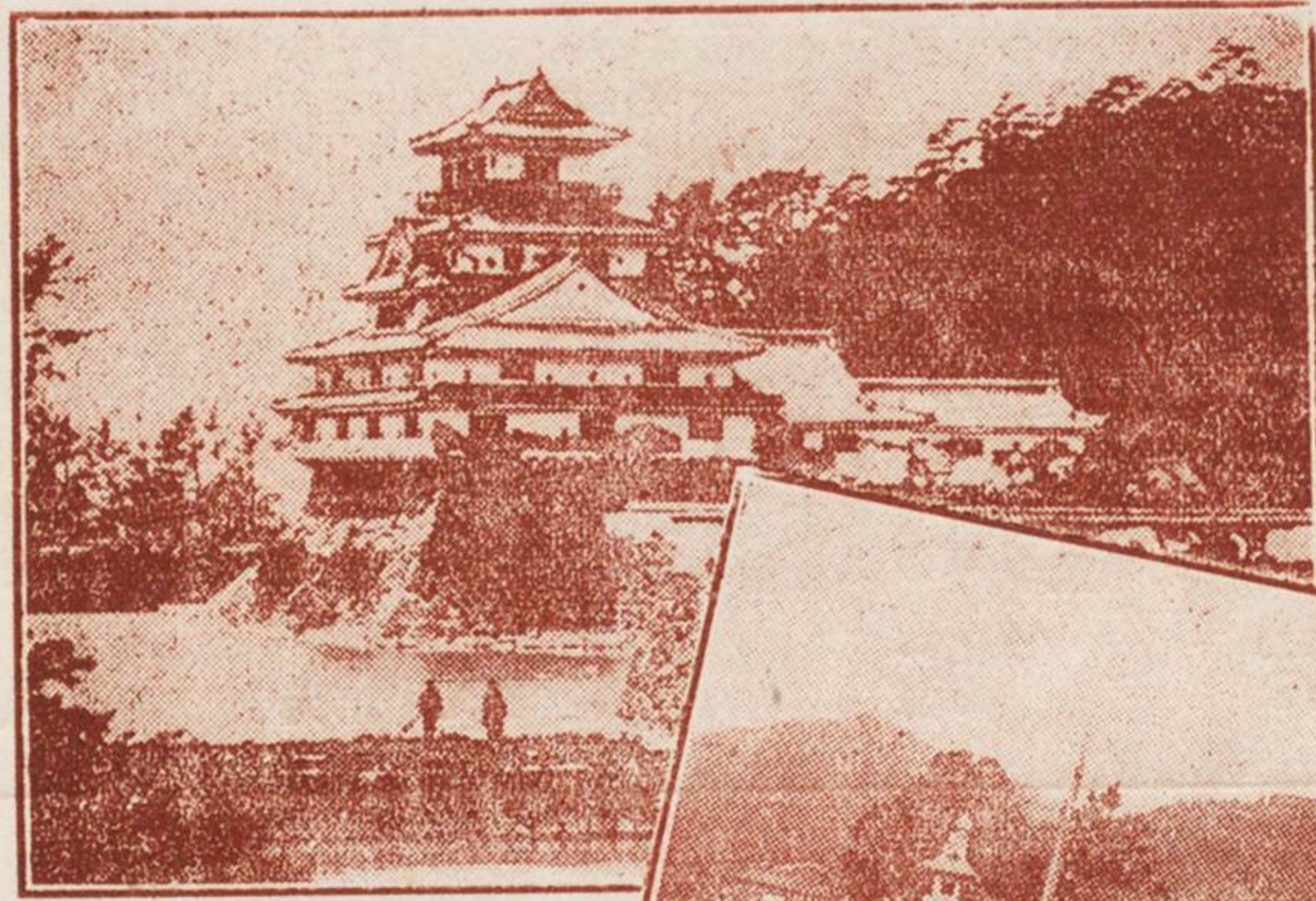


報月菽

號一十四第



號月八年六和昭

行發町菽縣口山

昭和六年八月十三日印刷納本
昭和五年五月六日第三種郵便物認可
行 (每月一回十五日發行)

第四十一號

昭和六年八月十五日
山縣菽町發行

目次

時事提唱	至自	八二二一
庶政	至自	二二
旗	至自	九
學	至自	一五九
產	至自	二一五
財政經濟	至自	二四三

學	至自	二六四
土	至自	二七
社	至自	二七
衛	至自	三三
人	至自	四三
雜	至自	四三

暑中御見舞申上候

昭和六年八月

萩町役場員一同

時事提唱

本萩月報は毎月一回十五日を刊行日となし萩町民として知つて置く必要ある事項は悉く之を登載することとし其の一部を區長役場の記録となし更に一部を區内各戸に巡回する様併せて區長役場へ配付を致し夫々巡回氏名表を添屬し回覽に供してゐるのであります。往々にして巡回の中途に於て萩月報の所在が判らなくなる由を聞き痛く遺憾に存するのであります。或は混雜に際し之を忘却せらるゝのは敢て無理とは申されませぬ。が自分の爲になることは人の爲にもなるという考を以て今後は是非とも速に區内各戸を巡回し最後より區長役場へ返付せらるゝ様にして戴きたいのであります。

本年は今日までの現在に於て前數年に比し傳染病患者の數が著しく減少してをることは全く平素に於ける保健衛生上注意の行届きたる結果なりとし悦んでゐる次第であります。追々暑熱を加ふると共に何時患者を増發せぬとも限りませぬから今の内より一層用心を重ねられ此の成績を持続し得る様にして戴きたいのであります。

昭和七年七月二十二日は萩町會議員を改選する日であります其の選舉に付ては本年九月十五日の現在に於て「帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ二年以來萩町ニ生活ノ本據ヲ有スル者」は概ね選舉を行ふ資格を有することゝなつてをりまするが更に形式上に於て本年調製する萩町會議員の選舉人名簿に登載せられたる者にあらざれば投票を行ふことを得ずといふ條件が定められてありますから町當局に於ても此の人名簿に登載漏れの無き様常に注意を致してをる譯であります所が年齢又は住所年數の關係に依り本年初めて選舉權を有するに至りたる者若くは二年以内に他の區長役場管内より轉住したる者の如きは往々にして選舉人名簿に登載することを漏らす虞がありますから右に該當せる方々は來る九月二十日頃までに「住所氏名及生年月日」を所轄の區長役場に届出でらるゝことゝし明年七月の町會議員選舉に際し失權者とならざる様留意して戴きたいのであります

庶般行政

●宮廷録事

◎皇后宮行啓 皇后陛下は六月二十九日午前十一時十五分御出門大宮御所へ行啓午後四時五分還御あらせられたり

◎御陪食 六月二十九日正午宮中に於て載仁親王守正王兩殿下を午餐に召させられ陸軍特命檢閲使陸軍大將白川義則同鈴木孝雄其の他へ御陪食仰付けられたり。

◎御祝電 七月四日米國獨立日に際し 天皇陛下より同國大統領閣下へ御祝電御發送あらせられたり

◎皇后宮行啓 皇后陛下は七月四日午前八時三十分御出門東京市大富尋常小學校、震災記念堂、東

京同愛記念病院、隅田公園及東京府立第一高等女學校へ行啓正午還御あらせられたり

◎皇太后宮行啓 皇太后陛下は七月六日午前十三時三十分大宮御所御出門高松宮邸へ行啓午後四時還御あらせられたり

◎御安著 天皇 皇后兩陛下は七月十一日午前九時三十五分御出門同九時四十五分東京驛御發車同十時五十分逗子驛御著車同十一時五分神奈川縣葉山御用邸に御安著あらせられたり

◎七月十八日 宮内省告示第十六號を以て七月十二日誕生あらせられたる恒憲王殿下の第四男子名を文憲と命せらる旨公示せらる

◎行幸並御安著 天皇陛下は七月二十二日午前七時五十分葉山御用邸御出門同八時五分逗子驛御發車同九時十分東京驛御著車陸軍士官學校へ行幸同十一時五十分同校御出門午後零時五分東京驛御發車同一時十分逗子驛御著車同一時二十五分葉山御用邸に御安著あらせられたり。

◎還幸 天皇陛下は七月二十九日午後二時二十分葉山御用邸御出門同二時三十五分逗子驛御發車同三

時四十分東京驛御著車同三時五十分還幸あらせられたり。

●阿武郡町村長集會

七月四日午前十時三十分より町公會堂に於て阿武郡町村長集會開催、見島村を除く外全部出席し左記事項の協議を了へ午前十一時三十分散會せり
一、家畜保險に關する件

●第五回繼續萩町會

七月九日午前十時より第五回萩町會開會、出席議員二十四名、左記議案を附議し昭和六年度萩町特別稅戶數割賦課額決定の件は審議を要するに依り全員を委員として調査を續行し次回の繼續町會に於て決定することゝなり午前十一時過散會したり
一、昭和六年度萩町特別稅戶數割賦課額決定の件
七月十三日午後二時より前日に引續き繼續萩町會を開催出席議員二十七名前回に於て調査續行中に係る

昭和六年度萩町特別税戸數割賦課額決定の件及左記議案を可決し引續き九州山陰方面に於ける五市一町の既設上水道に付視察委員より狀況報告ありて後萩町上水道布設の件並之に關聯せる議案全部共原案の通可決し午後六時散會したり

- 一、萩町特別税戸數割免除の件
- 一、昭和六年度町税家屋税附加税賦課率變更の件
- 一、寄附物件受理の件

●叙任及辭令

鐵道技師

大田 明治

工務局保線課長を命ず

從六位

石津 漣

叙正六位

正七位

金子 武馬

叙從六位

電氣試驗所技師

田中 貢

電氣試驗所大阪出張所長を命ず

(萩町出身の分)

故公爵伊藤博邦家督相續人

從四位

伊藤 博精

襲爵被仰付

鐵道局長

大槻 信治

補門司鐵道局長

從四位勳四等

平井 三男

叙勳三等授瑞寶章

鐵道監察官正五位勳五等

大田 明治

任鐵道技師叙高等官三等

鐵道技師

永田 民也

監督局技術課長を命ず

(萩町關係の分)

○七月中發令の主要法規

●國の法規

○七月一日閣令第一號を以て家計調査施行規則制定の件公布

○七月一日農林省令第十三號を以て米穀法施行規則

制定の件公布

○七月一日内閣訓令第一號を以て家計調査施行細則制定の件公布

○七月一日農林省告示第七十一號を以て米穀法第四條の最低價格及最高價格の件公布

○七月二日大藏省令第二十四號を以て所得税法施行細則中改正の件公布

○七月三日陸軍省令第十一號を以て陸軍職工規則中改正の件公布

○七月六日逓信省告示第千三百八十七號を以て簡易生命保險積立金貸付規則第一條に依り貸付を爲すべき昭昭和六年度簡易生命保險積立金貸付原資、貸付目的及貸付利率の件公布

○七月八日勅令第七十三號を以て昭和六年法律第二十五號(蠶糸業法中改正法律)中第十一條の二、第一項、第三十五條の二及第三十六條改正の件は蠶糸業組合法施行の日より之を施行するの件公布

○七月八日勅令第七十四號を以て蠶糸業組合法は昭和六年七月十五日より之を施行するの件公布

○七月八日勅令第七十五號を以て蠶糸業組合法施行令の件公布

行令の件公布

○七月十一日逓信省令第二十一號を以て郵便規則中改正の件公布

○七月十一日逓信省令第二十六號を以て私設郵便函規則中改正の件公布

○七月十一日逓信省令第二十八號を以て外國郵便規則中改正の件公布

○七月十日農林省令第十七號を以て蠶糸業組合法施行規則制定の件公布

○七月十四日勅令第八十號を以て昭和六年法律第五十八號は昭和六年八月一日より之を施行するの件公布

○七月十四日勅令第八十一號を以て明治四十年勅令第二百六十二號は之を廢止するの件公布(癩豫防に關する件)

○七月十五日内務省令第十六號を以て明治四十年内務省令第十九號中改正の件公布(癩豫防法施行規則)

○七月十五日大藏省告示第七十七號を以て、明治十七年第十八號布告兌換銀行券條例に依り、日本

銀行より發行する兌換銀行券の内、貳拾圓券を改
造し、本年七月二十一日より發行の件公布

◎七月十七日勅令第百八十八號を以て國稅徵收法施
行規則中改正の件公布

◎七月十七日勅令第百八十九號を以て昭和六年法律
第十七號民事訴訟法中改正法律同法律第十八號民
事訴訟用印紙法中改正法律同法律第十九號競賣法
中改正法律同法律第二十號不動産登記法中改正法
律施行期日の件公布

◎七月十八日司法省令第二十二號抵當證券法施行細
則の件公布

◎七月十八日司法省令第二十三號抵當證券控の膽本
又は抄本の請求等に關する手数料の件公布

◎七月十八日司法省令第二十四號を以て不動産登記
法施行細則中改正の件公布

◎七月十八日大藏省訓令第十四號を以て大正四年大
藏省訓令第十六號無盡業取扱方に關する心得の件
公布

◎七月二十四日法律第六十五號を以て鑛業法中改正

口縣青年團員研究獎勵規程の件公布

◎萩町告示の主なるもの

◎昭和六年度定期清潔方法の件

◎陸軍簡點呼執行の件

◎町會附議事件の件

◎公設消防組第四部新
舊小頭歡送迎會

七月十八日午後八時より前小畑金幸家に於て田阪萩
警察署長並關係警官、町長代理河野書記、阿武前小
畑區長、消防組全員列席の下に公設消防組第四部新
舊小頭に對し辭令交付式を舉行次で阿武舊小頭に對
し萩町より感謝狀並金壹封を、同消防組全員より記
念品料の贈呈あり、署長の訓辭、新舊小頭の挨拶、
吉賀同部長の送迎の辭等ありて後一同粗宴を開き午
後十時過散會したり

の件公布

◎七月二十五日大藏省令第二十六號を以て明治三十
年六月大藏省令第十號國稅徵收法施行細則中改正
並施行期日の件公布

◎七月二十七日勅令第二百二號を以て昭和六年法律
第六十四號著作權中改正法律施行期日の件公布

◎七月二十八日內務省令第十八號を以て著作權法施
行規則の件公布

◎七月二十八日農林省令第十九號を以て耕地整理法
施行規則中改正の件公布

◎七月二十九日逓信省令第三十三號を以て電報規則
中改正の件公布

◎縣の法規

◎七月三日山口縣令第三十九號を以て竹林造成獎勵
規則の件公布

◎七月十日山口縣訓令第十九號を以て學校齒科醫及
幼稚園齒科醫設置手續の件公布

◎七月十日山口縣告示第四百八十八號を以て別掲山

◎厚狹郡藤山村廢止

市制第四條及町村制第三條に依り昭和六年八月一日
より厚狹郡藤山村を廢し其の區域を宇部市に編入せ
らる。

◎感謝

一雨傘二百本(内一百本明倫小學校
内一百本椿東小學校)

小原 種助殿

一雨傘三百本(内一百本明倫小學校
内一百本椿東小學校
内一百本白水小學校)

島屋 要次殿

一雨傘三十本(内十本明倫小學校
内二十本椿東小學校)

出羽百合助殿

一雨傘四十本(内二十本明倫小學校
内二十本椿東小學校)

柏木源五郎殿

右東田町第二區

右東田町第二區

- 一雨傘二十本(内十本 明倫小學校 内十本 椿東小學校) 藤川 東輔殿
- 一雨傘十七本(内十本 明倫小學校 内七本 椿東小學校) 住永治郎吉殿
- 一雨傘十本(明倫小學校) 右瓦町區 村田 吉郎殿
- 一雨傘二十本(明倫小學校) 右唐樋町區 山村 次郎殿
- 一雨傘二十本(明倫小學校) 右濱崎町第二區 吉山 謙助殿
- 一雨傘十本(明倫小學校) 右五間町區 佐伯 卯一殿
- 一雨傘十本(明倫小學校) 右東田町第二區 藤田 林一殿
- 一雨傘十本(明倫小學校) 右川島第一區 横山 脩治殿
- 一雨傘二十本(明倫小學校) 右唐樋町區 富田 要七殿
- 一雨傘二十本(明倫小學校) 右橋本町區

- 一雨傘二十本(明倫小學校) 右唐樋町區 高橋 正治殿
 - 一雨傘二十本(明倫小學校) 右唐樋町區 山本 與一殿
 - 一雨傘二十本(明倫小學校) 右東田町第二區 吉村 梅吉殿
 - 一雨傘十本(椿東小學校) 右東田町第二區 白石 信夫殿
 - 一雨傘五本(椿東小學校) 右東田町第一區 福永安四郎殿
 - 一雨傘六本(椿東小學校) 右松本市區 原 源助殿
 - 一雨傘七本(椿東小學校) 右米屋町區 林 正亮殿
 - 一雨傘七本(椿東小學校) 右御許町第一區 吉岡 貞吉殿
 - 雨傘合計本數八百二本
- 右各小學校備付として寄附せらるる
茲に其の厚意を感謝す

旌 表

◎表彰狀傳達

青年訓練所創設第五周年記念に際し財團法人社會教育會並本縣知事より表彰せられたる山口精一、松村正一、北條文三、齋藤實諸氏に對する表彰狀は別項記載の青年訓練總動員紀念式舉行の際傳達したり其の表彰狀全文左の如し

山口縣 山口 精一

多年青年訓練の發達に助力し其の功績亦顯著なり茲に青年訓練所實施五周年に際し文部省の推薦に依り賞牌を贈り之を表彰す

昭和六年七月一日

文部省構内

財團法人 社會教育會

明倫青年訓練所指導員

松村 正一

熱誠克く青年教養の任に當り其の功績顯著なり茲に

學 事

◎勳章傳達

左記の者に御下賜相成たる頭書勳章は七月三十一日本人へ傳達を了したり

勳八等瑞寶章 明倫尋常高等 木藤 スエ
小學校訓導

青年訓練實施五周年に際し之を表彰す

昭和六年七月一日

山口縣知事從四位勳四等 平井 三男

各 通 萩 町 北條 文三

萩 町 齋藤 實

青年訓練の振興に關し終始多大の援助をなし其の功績顯著なり茲に青年訓練實施五周年に際し之を表彰す

昭和六年七月一日

山口縣知事從四位勳四等 平井 三男

● 椿東小學校七月中の行事

◎ 同學年會 七月四日阿武郡西部教員會主催、尋四同學年會を開催、唱歌科(岡訓導)讀方科(福場訓導)實地授業學校經營方針の發表、實地教授批評並に研究を遂げ午後一時より懇談を催し出席者田中明倫小學校長以下十六名

◎ 保護者會 七月十日教授參觀、校長講演、學級主任と保護者との懇談あり、當日は恒例に依り椿東女子青年團主催の「バザー」を開催したり出席者五百名盛會裡に正午閉會。

◎ 水泳講習會 七月十七日より五日間を豫定し、午前十時三十分より十一時三十分迄小畑浦海岸に於て尋五以上全兒童の水泳講習會を開催の處天候不順の爲十七、八日兩日實施せしに止まり。

◎ 學友團總會 七月二十三日第十回椿東校學友團總會を開催、本年度必行事項、實施過程の反省、夏期休業中、家庭に於ける學習、奉仕作業並各分團區に於ける自治訓練事項等を協議決定せり。

◎ 學友團地方支部總會 七月二十五日椿東校學友團

地方支部總會を開催、尋四以上全兒童各地方支部毎に曩に學友團總會に於て決議されたる事項に依り主として夏期休業中の自治訓練事項を協議決定す

◎ 書方特別指導 七月十四日、二十一日、二十二日の三日間有田萩商業學校教諭を聘し書方科の特別指導を受く

● 椿西小學校七月中の行事

◎ 保護者會 七月二十四日午前八時より正午まで保護者會を開催し授業及唱歌會參觀、學校長訓話、各學級擔任教員との懇談を行ひ成績通知票を交付した、出席人員二百六十名盛會であつた。

● 實業補習學校學則改正

豫て認可申請中の當町内六實業補習學校學則改正の件七月二十五日付を以て本縣知事より認可の指令ありたり

● 山口高等商業學校特別教育實施

七月十一日より二十四日迄十四日間當町堀内公會堂に於て山口高等商業學校貿易別科生三十有餘名の爲夏期特別教育を實施せり

● 町立萩商業學校實踐科教

室増築工事竣工

豫て工事中の萩商業學校實踐科教室増築工事完了し七月二十九日より使用を開始せり

● 青年訓練所指導員死去

理髮従業者の爲明倫青年訓練所第二特別班を創設し並町内各青年訓練所生徒の入所及出席督勵等寢食を忘れて熱心奔走しつゝありし明倫青年訓練所指導員齋藤實氏は七月三十日死去したり

● 青年訓練總動員實施

本年は青年訓練所創設第五周年に相當し縣下一齊に青年訓練總動員實施の爲當町に於ては七月一日町内六青年訓練所生徒の總動員を行ひ午前八時三十分より明倫小學校講堂に於て記念式を舉行せり、福田中將以下多數來賓參列、國歌合唱、伊勢神宮並皇居遙拜、令旨奉讀、令旨奉答歌、町長式辭、來賓市川大佐の祝辭に次ぎ、兩陛下萬歲三唱後萩中學校教官青木中佐の講話ありて十時四十分記念式を終了せり因に當日は雨天なりしを以て閱兵分列並倉江濱への行軍を中止したり

● 椿東青年訓練所小畑浦特別班創設

七月八日午後八時より小畑浦永照寺に於て椿東青年團小畑浦支部發會式を舉行す、支部團員八十名出席小畑浦漁業組合幹部諸氏、學校關係者、地方有志者等の熱誠なる後援の下に支部を成立せしめたり、其の際の申合せの下に椿東青年訓練所小畑浦特別班は七月十日より同廿一日まで毎日小畑浦埋立地廣場

に於て午後五時より七時まで二時間宛教練並に學科指導を行ふこと、し正生徒二十四名准生徒十八名共熱心に教練を實施せり、尙右期間中二回の日曜日には午前五時より七時まで、椿東青年訓練所、同第二特別班、小畑浦特別班聯合の教練並に主事の関兵式を舉行し、七月二十二日午後四時より小畑浦海岸に於て前記三箇班聯合の夜營教練を舉行、餘興として地網等を試み、七月二十三日午後八時より小畑浦公會堂に於て終了式を舉行、河村椿東校長、漁業組合幹部諸氏より激勵の挨拶並に團員の感想發表、其の他次年度に於ける必行事項の申合せの外今後に於ける自治訓練事項をも協議決定したり

以上第一次教練期間は短期間なりしも就中各個教練は全部修了し、手旗信號の如きは完全に實地應用の域に達するの好成绩を挙げ得たり、殊に准生徒たる未定年者、超定年者の之に参加して熱誠に教練を受けたることは當特別班の特色とする所なり

當小畑浦に於て青年團支部並に青訓特別班の同時に創立されたるは青年團員の自發的意志により、又漁業組合幹部地方有志者在郷軍人會等之が關係者の

極めて熱誠なる後援と理解の下に之を急設するの因を成せるものなり本紙を通じ併せて其の厚意を感謝す

◎夏季林間學校開設

萩町主催の下に町内學齡兒童中虛弱者の健康増進施設として七月二十七日より十四日間志都岐公園内に林間學校を開くこと、し七月二十七日午前十時同所に於て開校式を舉行秋田學務課長の開會の辭宮崎町助役の式辭に次ぎ田中主幹の生徒心得に付訓示あり岡本稅務署長の祝辭保護者總代長澄市衛氏の挨拶等ありて式を閉づ因に本年の收容兒童は男子三十九名女子三十八名合計七十七名にして期間中に於ける行事左の如し

一、毎日行事(自午前八時至午后四時)

朝會(八時半迄)學習(九時半迄)檢溫、音樂(十時迄)休息、おやつ、遊戲、游泳、体操、散步、音樂(十一時半迄)晝食、休息、童話、音樂(零時半迄)午睡(一時半迄)音樂、遊戲、体操、游泳、休

息、おやつ(三時迄)學習(三時半迄)作業(四時迄)二、期間中行事

七月二十七日体重測定、二十八日齒ブラシ教練開始、二十九日体育テスト、三十日學藝會、三十一日船遊び、八月一日驅虫デー、二日体重測定、住吉祭、三日住吉祭、四日健康相談日、五日音樂會六日運動會、七日七夕祭、學藝會、八日体重測定反省會

◎林間學校へ天幕寄附

當町大字今古萩門田正男氏より亡兒追善の意旨により萩町林間學校用として天幕(六坪)壹張を寄附せらる茲にその厚意を感謝す

◎游泳講習會開設

阿武郡教育會、萩町及萩商工會聯合主催の游泳講習會は七月廿七日より十二日間當町菊ヶ濱海水浴場に於て開設することとなり廿七日午前八時三十分開

會式を舉行香川郡教育會主事の開會の辭に亞ぎ藤村阿武郡教育會長の式辭講師椿東尋常小學校訓導居田省吾氏の挨拶並講習中の注意等ありて閉式したり尙本講習會の申込者は約八百名に達し游泳の指導に付ては居田講師の外數名の助手を以てし八月四日遠泳大會を催し同七日閉會式並游泳大會を行ふ豫定なり因に海水浴場の設備概畧左の如し

一、水上設備

飛込臺二基、ターニング臺四基及境界浮標

二、陸上設備

自働電話、男女脫衣所、各一箇所、淡水浴場二箇所、ブランコ二基、休憩所及便所

◎青年團員の研究獎勵に關して

別項記載の如く今回山口縣青年團員研究獎勵規程を制定せられたるは青年團員の産業に關する研究を奨め之が改善進歩を圖り進んで工夫創造の氣運を醸成し更に職業を尊重して之に對する技術を修練するの氣風を助長するに在り仍て其の趣旨を周知すること

共に之が奨励に關し關係者の配慮を煩す次第なり

○山口縣青年團員研究獎勵規程

第一條 本縣青年團員にして産業に關する研究を爲し又は職業に關する技能を修得し成績特に優良なる者には本規程に依り研究賞又は技能章を授與す

第二條 研究賞並技能章の授與は左記の標準に依る

一、研究賞 素行善良にして産業に關する研究工夫改良を爲し優良の成績を擧げたるもの

二、技能章 素行善良にして職業に關する技能を修得し成績優秀にして他の範たるもの

第三條 前條第一號該當者には賞牌並賞金を、第二號該當者には賞牌を授與す

第四條 研究賞及技能章は市町村長又は市町村青年團長の推薦に基き縣に於て審査の上之を授與す

第五條 市町村長又は市町村青年團長は毎年九月末日迄に左記事項を具し該當者を知事に内申すべし

- 一、履歷書 原籍、現住所、戸主との關係、氏名、生年月日、學歷、職業、青年團との關係、兵役、賞罰、其の他
- 二、詳細なる推薦の事由

◎椿青年團七月中の行事

◎男子青年團豫習教育 本年徴兵適齡者に對し七月七日より九日間毎夜學科豫習教育を實施した

◎女子青年團染色講習會 七月二十一、二日の兩日萩高等女學校岡田教諭を招聘して染色絞染の講習會を開催出席者二十餘名であつた

◎志都岐山神社國寶出陳

縣社志都岐山神社所藏國寶太刀銘延吉一口を一箇年間靖國神社附屬遊就館へ出陳方七月十五日付其の筋より命令ありたり

◎玉江浦青年宿の視察

平井山口縣知事は七月十七日萩町玉江浦青年宿を視察し其の宿の組織等に付嘆賞せらるゝ所あり同時に觀音院に於て休憩中青年團員一同に對し青年の心得べき事柄に關し懇篤なる訓示と共に今後益々共同一致奮勵努力すべく慫慂せられ列席の地方有志漁業

組合幹部及團員一同に對し大に感動を與へられたり因に當日平井知事を中心とし一同紀念撮映を爲し之を各青年宿に掲出し置くこととせり

業 業

◎商業登記

◎七月九日官報を以て左記の通公示せらる

株式會社設立

商號 株式會社大萩市場

本店 萩町大字東田町十六番地ノ一

目的 本會社は山口縣令青物市場取締規則に依る市場設立の許可を得て青物及日用品の小賣市場を建設し場内を區劃して青物及日用品の小賣販賣人に賃貸し、小賣販賣及仲介販賣、其の他之に附隨する事業の一切を營ましむるを以て目的とす

設立の年月日 昭和五年十一月二十七日

資本總額 金八千圓

一株金額 金二十圓
各株拂込額 金二十圓

公示方法 本會社の公告は本會社の店頭に掲示して之を爲す

取締役の氏名 林安次郎、末永光藏、村田善治郎、田中專介、齋藤五郎作、中谷長藏、竹原安次郎、監査役の氏名 山本與一、土田梅吉、岡村秀藏、會社を代表すべき取締役の氏名 林安次郎

昭和六年三月三十日登記

◎七月二十日官報を以て左の通り公示せらる

合資會社設立

一、商號 合資會社八木六百館

一、本店 萩町大字西田町三十一番地

一、目的 一、各種新聞並に書籍雜誌類の販賣、

二、右に附隨して必要なる業務

一、設立の年月日 昭和六年四月十九日

一、社員の氏名 出資の種類價格及責任

金貳千圓、無限責任、八木龜吉

金壹千圓、有限責任、八木榮一

金壹千圓、有限責任、河上屋千代穂

金壹千圓、有限責任、山崎清六
一、存立時期 設立の日より滿十箇年

山口縣米穀獎勵種

七月十七日山口縣告示第四百九十七號を以て昭和四年二月五日山口縣告示第九十一號米獎勵品種及準獎勵品種左の通改正し昭和七年度山口縣農事試驗場配付原種より之を適用する旨公示ありたり

獎勵品種(括弧内は略稱)

- 牛若●早生神力一號●穀良都三號●辨慶二號●中生神力一號●都三號●雄町一號●山口晚生神力三號(山口晚神)●山口武作選二號(山口武作)●山口糯一號(山口糯)
- 準獎勵品種
- 山口神力●雄町(岡山産)●龜治●旭●白玉

第二回滿洲見本市狀況

滿洲輸入組合聯合會主催の第二回滿洲見本市は昭和

べく其の實例としては町立工業傳習所より見本品として送付せる竹製釜敷、竹細工品の如きは概ね龜裂し使用に堪へざるものもあり又夏蜜柑製のマーマレートの如きも變質し砂糖漬の如き觀を呈するに依り今後の出荷に際しては充分留意を要するものあり以上前記の外將來萩地方より輸出品として生産し得るものは筍罐詰、梅漬、ラツキョウ漬、アワビ罐詰等恰適のものなることを認めたり此際當業者諸氏の奮勵を望む

昭和六年七月中萩港輸出入貿易

品名	價	格	噸	量	仕向地
漬物	五〇圓		一	關東洲	
罐詰	一、三三〇		七	同	
木材	二六五		七	同	
竹材	一五五		九	同	
計	一、八〇〇		二四	同	

六年七月二十四日より同二十六日迄三日間大連市大連取引所及大連商工會議所に於て開催せり之か出品區域は北海道、東京、神奈川、静岡、愛知、埼玉、朽木、福井、福島、大阪、京都、滋賀、三重、和歌山、奈良、廣島、山口、岡山、兵庫、愛媛、徳島、福岡、鹿児島、長崎、新潟、佐賀の一道三府二十二縣下及京城青島關東州方面に涉り何れも家庭用品、服装附屬品、食料品の見本等を展示し各府縣共商談取引に奔走したり就中萩町より出品したるものは木竹材、木製玩具、魚類、罐詰、夏蜜柑菓子、同ママーレット、同シロップ漬等にして其の商談成立高約二千圓に達し其の取引地方は大連市以外に奉天、吉林、長春、本溪湖、安東、開原、鐵嶺、鞍山、撫順、青島の各方面に涉れるを以て將來に於て相當販路を需め得たるものとし同慶に堪へざる所なりとす尚萩地方の物産は質品に於て優秀なることを認識せられたるを以て銀暴落に依る財界不況の期節なるに鑑み可成生産費を低減し廉價にて提供するに於ては多量の取引可能なるものなりと認めらる要するに滿洲地方は空氣乾燥せる關係上耐乾に最も注意を要す

一月以降累計 一六、一三八 五八七
輸入之部
一月以降無し

昭和六年七月中町立萩魚市場賣買取扱高

區分	本月分賣買取扱高	年度内累計
萩魚市場	二五、〇七五	一五、二七〇八〇
越ヶ濱出張所	二、六六、二四〇	五、一四、二五〇
玉江出張所	五、五三、八〇〇	三、九六、八二〇
計	三三、二九、一六〇	二四、一六、二四〇

七月中の氣象

氣温平均 最高氣温 最低氣温 雨雪量
二五度〇九 二六度四〇 二〇度七七 五一五糶四

七月中風向觀測

北 北東 東 南東 南 南西 西 北西 靜穩 最多方向
 二 一 三 五 二 四 一〇 四 北西

◎七月中天氣類別日數

種別	快晴	曇	雪	霰	雹	霜	濃電	地震	暴風	最高	最低
日數	六	二	五	一	一	一	一	一	一	三十	十

◎七月中萩町物價

本月中平均物價 前月に比し騰落

中 米(白米)	一石	一六、〇〇〇
裸 麥(精白)	一石	一三、〇〇〇
大 豆	一石	一五、〇〇〇 騰
白味噌	一貫	七〇〇
清酒(中等品)	一石	八〇、〇〇〇 落
白砂糖(洋)	百斤	一八、〇〇〇 落
赤砂糖(洋)	百斤	一五、〇〇〇
鯉 節(土佐)	一貫	一一、五〇〇
牛肉(中等品)	百斤	六二、五〇〇

鶴 卵(地卵)	百個	二、五〇〇 騰
牛 乳	一升	七〇〇
晒木綿	一反	四〇〇 落
石 炭	十貫	五五〇 落
木 炭(檜)	十貫	一、八〇〇
美濃紙	一縮	二四、〇〇〇
半 紙	一縮	五五〇〇 落

◎今月の園藝行事

下種 結球白菜、大根、蕪青、秋植馬鈴薯、玉萵苣
 糸三葉、抑制胡瓜、菜豆
 收穫 西瓜、蕃茄、胡瓜、茄子、冬瓜、越瓜、紫蘇
 里芋、甘藷、牛蒡、人參、枝豆
 病虫害驅除 大根の心喰虫、菜類の青虫、蚜虫
 サルハムシ等に砒酸鉛を撒布し病害には四斗式
 乃至五斗式ボルドー液を撒布す
 一貫果 樹
 收穫 桃、葡萄、栗
 病虫害驅除 柿の蒂虫には砒酸鉛を、夏橙のダニ類

説明せん

其の原因たるや種々あり且つ作物の種類に依つて
 異れども多くは土壤中に於ける酸度を増加し若は甚
 だしき傳染力を有する病虫害を發生し又は或る種
 の養分の欠乏により次第に蔬菜の連作が出來難くなる
 のである。之を稱して忌地といふ
 然らば連作により酸度の著しく現るゝのは何故な
 るか即ち彌地酵素の排泄物が酸性強きが爲に之が酸
 度を増し又は植物が肥料を吸収するに際し先づ根よ
 り有機酸を分泌し肥料を分解するのであるが、此の
 酸が残留して土壤中の酸を増加する生理的作用の外
 に酸性土壤の成因たる遊離酸に依るのである即ち水
 に酸類が溶解せられて存するものにして吾人は良く
 舌頭にて知ることを得る是は黒土地に多く生成す
 又無機酸あり即ち煙毒、亞硫酸瓦斯、鑛毒等である
 是等は赤土地の地方乃至は鑛山温泉のある地方に多
 く現るゝ現象なり尙土壤成分の分解に依り自ら酸性
 を増加するものあり是は花崗岩の多き砂地に良く認
 むる所である
 右の外酸度の増加は肥料的に依るものあり、即ち

ニハ石灰硫黄合劑〇、三度液を、落葉病には石
 灰ボルドー液(三斗式)を撒布す
 接木 芽接を本月中に行ふ
 花 卉
 下種 サイネリヤ、プリムラ、カルセララリヤ
 移植 先月下種のサイネリヤ、プリムラ、カルセラ
 ラリヤを移植す
 草花種子の準備 秋蒔草花種子の準備を爲す

◎蔬菜の忌地に就いて

萩町 成 澤 技 手

蔬菜類中には大根、人蔘、甘藷、玉葱、南瓜等の
 如く之を連作するも些少の害を認めず寧ろ之により
 却て品質を上進するもの無きにあらざるも其の他多
 くの蔬菜は連作を忌むものである
 従來この忌地に付ては種々學者の研究せる所あり
 即ち佐藤、山口氏を始めとして大工原博士K. Getling
 氏に亞ぎ鈴木博士、堀博士等に依り唱道せらるゝ諸
 説あるも是は姑く措き左に蔬菜一般の忌地に就いて

硫酸、アンモニア、硫酸加里の如き生理的酸性肥料及過磷酸石灰、重過磷酸石灰の如き化學的酸性肥料に在りては直接土壤に對し酸度を増加し又米糖、油粕厩肥綠肥の如き植物性有機質肥料に在りては其の分解の際に各種の酸を生じ直接土壤中に酸性を呈する外土中の石灰、加里、マグネシヤ等の如き鹽基を中和せしめ順次酸度を増加するものである。

一般に作物は窒素を最も多く吸収するが、茄子、芋、豆の類は此の外殊に加里分を多く吸収する特性を有す。右の理由に依り年を重ねるに従ひ或る養分は漸次欠乏を來し忌地を生ず其の他特殊の養分例へば硫黄及未知成分の欠乏により次第に出來難くなるものである。

尙連作に依つて著しく現るゝものは病虫害の繁殖である茄子の青枯、立枯病、其の他腐敗病等一般病氣の病原菌及害虫は地中に残りて其の繁殖は益々盛となるが故である。

以上忌地の生すべき理由を述べたるに依り以下蔬菜の關係に付説明する
 一般に根菜類の如きは連作すれば品質が上進する

と雖四五年毎に土地を換へざるときは肥料を多く要し且つ病虫害も増加するものである即ち人參は俗に「二度作らぬ馬鹿三度作る馬鹿」と言へるが如く連作二年目には成績良好なるも三年目には肥料の多施を要するが故に悪しと云ふのである。

連作を忌むこと即ち忌地の程度は蔬菜の種類に依り相異がある大畧次表の如し

種類	類	休作年數	原	因	備考
茄子	瓜	六七年	青枯病	但しアルカリ性土壤なれば連作するも忌地少な	
西瓜	瓜	同	蔓割病	土壌なれば連作するも忌地少な	
牛蒡	豆	五六年	萎縮病	美郡横山村に於ては	
豌豆	豆	同	酸	豌豆を十數年連作せると忌地を認めずといふ是は多量の石灰を含有しおれるがなり	
里芋	芋	三年以上	萎縮病		
瓜	瓜	同	露菌病		
トマト	瓜	同	青枯病		
蕃椒	瓜	同	同		
馬鈴薯	薯	二年以上	疫病		
長芋	芋	同	萎縮病		
薑	同	同	同		
胡瓜	瓜	同	露菌病		

葱、結球白 一年以上 是等を連作するは收量を減じ又は腐敗を起し易い

小豆、甘藍 同

菠稜 草 同

前表を通覽するとき

一、一般に荳科、茄科、胡盧科及菊科に屬する植物は十字科、百合科、徵形科に屬する植物よりも連作を忌む(忌地に對して弱い)

一、一般に生長期間の長きもの及夏期生育する蔬菜類には連作を忌むもの多きが如し(即ち忌地に對して弱い)

一、夏期生育する種類は、病虫害の發生に適するを以て連作せば被害多く一種の忌地と認めらる

一、芋類は養分の消費多き故に連作せば萎縮す即ち忌地なり

前作物	後作物	可否
腐敗病に罹りたる甘藍畑	蕪菁、大根、漬菜	不可
瓜	茄子	不可
赤澁病と罹りたる葱頭畑	葱類	不可
腐敗病に罹りたる大根畑	塘蒿、バーセリ	全不可

然れども茲に注意すべきことは水田に栽培せる蔬菜は畑地のものに比し病虫害に對し有利なる場合少なからず且多くの場合忌地の年限を短縮し得るものである今左に主なるもの、蔬菜に付是等の關係を示さん

品	種	畑地休作年限	水田地休作年限	摘	要
茄子	瓜	六七年	四五年	休作期間内二ケ年、畑地にて二ケ年、水田となすも可なり	
西瓜	瓜	六七年	四五年	田の如き處は風當り良	
馬鈴薯	薯	二三年	連作可なり	の如き處は風當り良	

是は何故かと云ふに病菌の流失し又は窒息するにあらざるか面白き問題である尙注意すべきは各作物に對する病虫害の關係及其の前後作に關する問題である此の關係を表示すれば次の如し

可否	摘	要
不可	再び腐敗病を發生し易し	
不可	(青枯立枯病) 四五年間休作すれば可なり	

胡瓜、越瓜	西瓜	全
煙草	茄子、馬鈴薯、早生芋、人參	全
茄子	蕃茄	全
瓜哇薯	葵豌豆、煙草、薑	全
甘藷	蕪菁	全
菜類茄子	甘藷	全
黍、粟	菜類	全
玉蜀黍	大根	全
胡瓜	人參	全

數年間休作せざるべからず
全科植物を引續き栽培すべからず又異科植物にしても加里分を多く要する作物は不適當なり

兩方共淺根なれば養分の關係不利
肥沃に失し蔓繁茂し諸發育せず
土地瘠せたるを以てなり
岐根を生じ易し
全

然れども同科植物にして一方が連作に堪へ得る力強きときは能く他の連作に堪へざる植物の後に亞ぎて栽培することを得べし即ち次の如し

前作物	後作物
豌豆	蠶豆
西瓜越瓜	南瓜
牛蒡	蒿

害なきが如し

前諸表は普通忌地と稱らるる品種と休作年限の大陸なるも是は絶對的の年限にあらず。土性其の他施肥管理の如何に依り多少の差異あり。即ち乾燥せる

土地で中性又はアルカリ性の所にては年限短かくて可なるも濕氣多く又は酸性の土地に在りては長く休作せざるべからず
終りに然らば是等の土地は如何に改良すべきかこれは病虫害の傳播、防除又は土壤の清潔、燒土、消毒法の如何により多少の防止は可能なるも養分の欠乏は如何にせんと云ふ如く吾人の科學の力にては不可能なるもの多し最後に酸性に至りては石灰木灰藁灰等の如きアルカリ性の物を施用し土性の中和改良することが大切である

●町税制限外課税の許可

昭和六年度地租附加税、特別地稅附加税、營業收益稅附加税、縣稅家屋稅附加税及縣稅雜種稅附加税制限外課税の件本縣知事へ稟請中の處七月二十一日付許可せられたり

●町稅附加稅不均一賦課の許可

昭和六年度縣稅雜種稅附加稅及營業稅附加稅不均一賦課の件本縣知事へ稟請中の處七月一日付許可せられたり

●昭和六年度町稅家屋稅附加稅附加稅賦課率變更に就いて

昭和六年度家屋稅本稅額の増加に依り町稅附加稅の總額を既定豫算額八千八百貳拾貳圓の範圍内に止むる爲本稅壹圓に付金五拾參錢とせるを同上壹圓に付金四拾八錢八厘に改訂の件町會の議決を経たり

財政經濟

而して石灰にて酸性を中和するには現今本町の畑地の如きは反當り五十貫乃至百貫を要すると雖是は表土三四寸のものを中和するに過ぎず全般を中和せしむることは困難である

即ち茄子にての實驗に依れば根の淺く地表に蔓延せる間は何等異常なきも根の深く進むに従ひ青枯病の爲枯死するを見る之れ即ち普通施用木灰にて表土三四寸位のみしか消毒せられざりしに依るものならん

尙人尿（ホーレン草葱類には可なり）食鹽は何れもアルカリ性の肥料にして適宜之を用ふれば効果大である

茄子に海水を使用し青枯病を豫防し完全なる成績を得たる例もあり田螺や蝸殻を粉にして施用すれば茄子を連作し得られる牛蒡に紺屋の染壺の沈澱物を施用するときは毎年栽培し得るといふ是等は何れも多くの石灰を含有しアルカリ性なるに依るならん

◎自轉車鑑札を無効と爲したる者

七月中紛失の届出に依り新鑑札を交付し無効の處分を爲したる自轉車舊鑑札番号及住所氏名左の如し

鑑札番号	事由	住所	氏名
八七、二二五	紛失	橋本町區	藤野 敏介
九五、七二九	〃	吉田町區	藤井 俊雄
九五、七七九	〃	香川津東區	原田帝之助
乙三前一、四九〇	〃	平安古町第三區	坪倉金次郎
乙后一、五二七	〃	南片河町區	宮本十之進

軍 事

◎徵兵検査

七月十五日より十七日迄三日間萩町公會堂に於て萩町壯丁の徵兵検査を施行せられたり其の成績は昨年度に比し一般に良好にして受檢人員に對する甲種

合格者の百分比左の如し

◎壯丁受檢人員

年次 受檢人員 甲種合格者 受檢人員に對する百分比

昭和五年	三五二人	一一〇人	三二、二五
昭和六年	三四五	一一七	三三、九一

備考 本表は寄留地及在留地に於て受檢せし者九〇名を除く以下同し

◎昭和六年度萩町徵兵検査受檢人員

區分	本籍者	入寄者	計	令第七條諸生その他
適齡年	三〇一	一八	三一九	一〇
本年適齡者	四四	一四	五八	一〇
前年適齡者	三四五	八	三五三	一〇
計	三四五	八	三五三	一〇

◎壯丁花柳病トラホーム患者數

區分	患者數	検査人員に對する百分比	トラホーム患者數	検査人員に對する百分比
適齡年	一〇	二、八四	二一	五、九一
前年適齡者	八	二、三二	一六	四、六四
本年適齡者	八	二、三二	一六	四、六四

◎壯丁体格調

區分 身長(單位米) 体重(單位斤)

適齡年	最長	最短	平均	最重	最輕	平均
昭和五年	一、七〇	一、四五	一、六七	三、五〇	三、四二	三、四二
昭和六年	一、七〇	一、四五	一、六七	三、五〇	三、四二	三、四二

◎壯丁職業調

職業	農漁業	商業	學業	官公吏	神職	日工	大工	石工	其他	計
昭和五年	一、七〇	一、四五	一、六七	三、五〇	三、四二	三、四二	三、四二	三、四二	三、四二	三、四二
昭和六年	一、七〇	一、四五	一、六七	三、五〇	三、四二	三、四二	三、四二	三、四二	三、四二	三、四二

◎徵兵検査青年訓練所狀況調

入所者	本籍居住者の出席狀況	他府縣居住者	他府縣居住者	農工商會社員	官公吏	船舶業者	其他	小計	青年訓練所規程第八條該當者	計
優良	普通	不良	小計	住者	住者	農工商	會社員	甲乙	丙	計
二〇	三五	一	五	一	一	八	五	一五	七	五
二〇	三五	一	五	一	一	八	五	一五	七	五

◎現役滿期者

七月九日歩兵第四十二聯隊を現役滿期に依り歸郷したる者左の如し

東田町第二區歩一	新庄 博
樽屋今魚店町區歩一	中村 松信
東京市寄留歩上	野村 正次

鶴江第一區歩一	岩崎 清熊
越ヶ濱第六區歩一	中村 忠一
大谷區歩上	石丸 清一
同	岩田 清助
笠屋區歩一	佐々木市治
玉江浦第二區同	室本 庄市
倉江區歩一	萬屋 孫一

同 歩上 荒川 正男

●兵役免除者

瓦町區 後歩軍曹 大中 金一

七月十六日武官服役令第二十六條に依り兵役を免除せらる

●阿武郡在郷將校會組織

七月二十四日萩町公會堂に於て阿武郡在郷將校會組織の協議會を催し左記規約の通成立することとなり福田中將會長に就任せられたり

□阿武郡在郷將校會規約

第一條 本會は阿武郡内在住の在郷將校同相當官を以て組織す

第二條 本會は會員相互の親睦を敦ふし且つ諸種の研究を爲すを以て目的とす

第三條 前條の目的を達する爲本會は左の通り集會を行ふ

一、例會 山口聯隊區將校團演習會の際開催するを例とす

二、臨時集會 必要の都度之を開催す

第四條 本會に左の役員を置く

一、會長一名(福田中將)

會長は會員中の高級先任者とす

二、幹事二名(藤村大佐明木村海軍中尉中谷喜一の豫定)

會長の囑託とし任期は二ケ年重任を妨げず

三、事務員一名(三村書記)

阿武郡聯合分會理事に囑託す

第五條 本會の經費は入會金寄附金等に依り支辨し集會の際行ふ會長費は出場者より臨時徴收す

第六條 會員は入會の際金壹圓を納むるものとす

第七條 會員中不幸あるときは其の最寄會員は幹事に通報し特に其の家に到り幹施の勞を執るものとす

第八條 本會の事務所は阿武郡聯合分會事務所(萩町役場内)に之を置く

戸、計量給水戸數四戸、合計四百參拾七戸

土木交通

●新川改修縣費補助

昭和六年度に於て新川改修工事に對する縣費補助金七百參拾圓交付方七月二十五日付本縣知事より指令ありたり

●萩町上水道布設認可申請

萩町上水道布設認可に關しては七月十四日付を以て内務大臣宛申請を爲し併せて國庫補助及縣費補助に付ても同日付を以て内務大臣及本縣知事宛申請を爲したり

●越ヶ濱上水道の近況

七月一日現在に於ける越ヶ濱上水道使用戸數左の如し
共用栓使用戸數四百拾四戸、専用栓使用戸數拾九

●鐵道線路障害

七月二十三日午後九時前頃後小畑區公會堂裏山手側鐵道線路切取箇所崩壞(入畜に損傷なし)せしに依り時を移さず後小畑、小畑浦各區より男女人夫約五十人を繰出し辛ふじて翌朝奈古驛發の列車を運轉し得る程度に迄切開きを爲したり急報に接し林町長は午後十時現場を臨視せり。

●山口萩間省營バスに關

し鐵道省營事務官來萩

七月三日鐵道省運輸局營事務官來萩し山口萩間省營バスに付關係町村長と打合を爲し四日山口市に向け出發したり

社會事象

◎七月中濟生會救療患者狀況

區名	性別	七月中	六月末	計
香川津東區	男	一人	一人	一人
土原第一區	女	一人	一人	一人
椎原區	女	一人	一人	一人
倉江區	男	一人	一人	一人
合計	女	一人	一人	二人
	男	一人	一人	二人

◎七月中萩町窮民恤救狀況

區名	性別	七月中	六月末	計
川島第三區	女	一人	一人	一人
土原第一區	女	一人	一人	二人
江向第一區	女	一人	一人	一人
平安古町第一區	女	一人	一人	二人
堀内第一區	女	一人	一人	二人
堀内第二區	女	一人	一人	二人

區名	性別	世良	福島	山本	平野	大田	吉岡
樽屋町區	男	一人	一人	一人	一人	一人	一人
惠美須町區	男	一人	一人	一人	一人	一人	一人
濱崎新町第二區	女	一人	一人	一人	一人	一人	一人
濱崎町第二區	男	一人	一人	一人	一人	一人	一人
中ノ倉第二區	男	一人	一人	一人	一人	一人	一人
無田ヶ原一區	女	一人	一人	一人	一人	一人	一人
前小畑第二區	女	一人	一人	一人	一人	一人	一人
小畑浦第一區	女	一人	一人	一人	一人	一人	一人
小畑浦第二區	女	一人	一人	一人	一人	一人	一人
越ヶ濱第一區	女	一人	一人	一人	一人	一人	一人
越ヶ濱第四區	男	一人	一人	一人	一人	一人	一人
越ヶ濱第五區	男	一人	一人	一人	一人	一人	一人
金谷區	女	一人	一人	一人	一人	一人	一人
雜式町區	女	一人	一人	一人	一人	一人	一人
山田第二區	女	一人	一人	一人	一人	一人	一人
玉江第三區	女	一人	一人	一人	一人	一人	一人
倉江區	女	一人	一人	一人	一人	一人	一人

町立救護所内

合計	男	女
男	一人	一人
女	一人	一人
合計	二人	二人

◎長門峽入峽者調

本年六月中長門峽入峽者人員左の如し
 引返人員五五二人 萩町下り人員五四二人
 計一、〇九二人

◎萩町聯合主婦會設立

七月十六日午後三時より町役場樓上に於て萩町聯合主婦會發會式を舉行次の事項を豫定せり
 會則の協議、評議員及會長副會長を選擧の後水沼本縣社會教育課長の講演ありて茶話會に移り五時半閉會せり役員及び會則次の如し

- 會長 杉タキ
- 副會長 齋藤コマ子
- 評議員 増山静子
- 竹田ミツ

◆萩町聯合主婦會々則

- 第一條 本會は萩町聯合主婦會と稱す
- 第二條 本會は町内の主婦會并に主婦會と同一の目的を以てする婦人會を會員とし之を組織す
- 第三條 本會の事務所を萩町役場内に置く
- 第四條 本會は會員相互の聯絡提携を圖り其の進歩發達を促し特に家庭教育の振興社會生活の改善を期し併せて萩町の公益増進の爲資するを以て目的とす
- 第五條 本會は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一、婦人の修養、家庭教育并に家庭生活に關する調査研究
- 二、總會、協議會、講習會、講演會の開催

結核性	五	五一	五六
癌及悪性腫瘍	四	二〇	二四
脳膜炎	三	一〇	一三
脳出血及脳軟化	三	二二	二五
心臓の器質的疾患	三	二九	三二
急性気管支炎	一	三	三
慢性気管支炎	一	七	八
肺炎及気管支炎	一	三三	三四
其の他呼吸器病(肋膜炎)	二	一一	一三
胃の疾患	三	八	一一
下痢及腸炎	一	六	七
脱腸及腸管閉塞	一	一	一
産褥熱	一	一	一
萎縮腎	一	五	六
腎臓炎	二	五	七
先天性弱質及乳	八	二九	三七
兒固有の疾患	五	四五	五〇
老衰	一	六	六
外因死	一	六	六
其の他の疾患	五	二六	三一
計	四七	三三六	三八三

◎海水浴前の準備

裸體習練を行へ

人間の身体を包む皮膚は内部を保護するといふ外に、神経的血管の分布、ホルモンの連絡、肝臓や腎臓などと密接な関係がある。従つて皮膚を鍛錬することは内部の機關を丈夫にする結果になるわけであるから、皮膚の鍛錬は赤ん坊の時から初めたがよい、子供の皮膚は新陳代謝が激しく発汗をよくする特に夏は発汗が多いから薄着させるべきである尙海水浴とか水泳の健康によいといふのは一面から見ると裸體の効果即ち皮膚の鍛錬である着物は日光を覆ふものであり厚着は空氣を透さないからいけないところで顔は年中露出してゐるので顔の病氣といふものはないそこで海は一般的のものであつて海水浴とか日光浴の効果、酸素に恵まれた海邊の空氣など健康の爲によい條件が少くない、けれども海へ行くには子供は必ず指導者とか監督者が付添ひ体操をしてから海へ入る、興に乗じて長く水中に居ないやうに注意すること、更に水泳の練習のためにも指導者を必要とする大人の海水浴でも一週前から空氣浴や日光浴の練習

一月以降累計三八七 三九 七七三 五三七 三四

◎七月中出生届出の者

○印は萩町に本籍なき者

區	名	戸主との柄	氏	名	出生年月日
萩原	卯之助	庶子女	見神	節子	昭和六年六月廿二日
江向	次郎	二男	河内山	秀雄	同 三十日
川島	松藏	孫	堀	昌子	同 廿八日
中津江	半一	四男	金子	進一	同 二十日
椎原	幸雄	孫	嶋戸	篤	同 十五日
土原	一郎	三女	青海	ハル子	同 二十日
越ヶ濱	市五郎	二女	島田	シズ子	同 二十日
同	平作	長男	井町	實	同 廿四日
川島	末弘	長男	岸田	博	同 七月一日
平安古町	勝平	孫	伊藤	一男	同 六月廿九日
堀内	音五郎	孫	伊藤	誠	同 三十日
濱崎新町	又助	孫	井町	精助	同 廿八日
玉江	幸助	同	岩崎	正剛	同 五年十二月廿九日

人事

◎萩町の人口動態

婚姻	離婚	出生	死亡	死産
五	八二	六九	五	

習をしてから海に行かないと海水の鹽分と日光浴の爲に強い刺激を受け、夜は發熱して眠られないばかりでなく、吹き出もの、やうなものが出て皮膚が破れその痛さはなかく激しい、だから海水浴の準備として先づ裸體練習をついげ大いに皮膚を鍛錬する必要があるので、しかし呼吸器病の人は相當に健康を回復するまでは海水浴は禁物である、もし多少でも熱があつた場合に日光浴とか水泳をやると、ひどく發熱し咯血したり病氣を急に悪くさせたといふ實例が甚だ多い、漸進的にやらねば効果は少いばかりでなく却て悪い結果となる事がある、先づ最初に空氣浴をやつてから海水に入るべきであるとして遊ぶといふ段取りにすれば大抵安全である。

今古萩町	正男長男	門田	和正	昭和六年六月廿日
惠美須町	耕太伯母	田中	マツ	廿八日
熊谷町	直藏孫	井町	久子	七月一日
越ヶ濱	知市妻	大津	ヒナ	同
堀内	主○矢野	專作	同	六月廿八日
濁淵	俊男四男	羽島	秋夫	七月二日
熊谷町	四方藏養母	松本	ヨシ	三日
越ヶ濱	梅吉二男	椋木	金市	六月廿七日
木間	虎一母	西村	ハツ	三日
船津	主	松屋六之進	同	七月二日
川島	主	中原	兵藏	四日
同	操弟	吉田	博	六月廿七日
中ノ倉	主	藤原	政一	七月三日
上野	主	中村	政市	四日
北古萩町	主	林	虎太郎	五日
今古萩町	平一庶子女	末成	イネ子	六日
濱崎町	美介二女	古澤	秋子	一日
木間	久一二女	杉本	朝子	七日
中津江	市熊甥	中原	昇	八日
無田ヶ原	主	木村	シヅコ	同

香川津	重俊妻○大場	梅子	同	五日
吉田町	義助三女	岡本	淑子	同
江向	茂一養母	樽屋	ノブ	六月廿二日
平安古町	主	阿武	彦一	同
惠美須町	正吉孫	矢田部	ちとせ	七月十日
浦小畑	末松孫	田村	房枝	六月
太屋	主	松岡	與助	九日
上野	勇藏三女	平川	ハル子	十一日
濱崎新町	好松七男	吉廣	新一	十三日
濱崎町	德一妻	村田	シズ子	十一日
前小畑	實三郎母	堀	タカ	同
東田町	俊三郎三男	澤本	英男	十二月
前小畑	主	白井	太兵衛	四日
雜式町	俊次郎甥	本原	靖夫	同
浦小畑	主	山縣	音右衛門	同
土原	正雄妻	大田	アヤ子	同
橋本町	吉郎母	杉山	チヨウ	十一月
濱崎新町	鶴藏三女	岡村	豐子	十三日
江向	勘助父	有吉	源太郎	同
越ヶ濱	梅雄妹	椋本	キクコ	十四日

江向	英一弟	松尾	忠義	十三日
前小畑	主	厚東健	二郎	十四日
堀内	助一弟	新藤	清	八日
平安古町	主	吉岡安次郎	同	十五日
越ヶ濱	知市婦	大津	テル	同
平安古町	軍一甥○仲吉	米一	同	同
瓦町	謙三妻○長谷川時子	御座	キヨ	十六日
鶴江	トメ孫	山本	貞代	十七日
川屋敷	常十三男○石橋	眞代	同	十六日
土原	正夫祖母	草野	ミツ	十八日
玉江浦	主	角屋	箕吉	十二月
玉江	主	天野	勘一	十六日
江向	幹雄祖母	櫛木	チヨ	同
小原	仙一二男	下瀬	淨博	同
松本市	鶴松妻	深谷	キク	同
越ヶ濱	秀熊養父	中村茂太郎	同	十九日
前小畑	廣伯祖母	河野	ヨシ	廿一日
平安古町	基介三男	湯淺	吉彦	同
瓦町	福松兄	平田	芳藏	同
				十七日

江向	續柄不明	元池	清男	廿三日
木部	伊八二女	宗村	徳子	同
鶴江	榊太郎母	末永	ヒナ	廿五日
津守町	藏政長男	江島	正一	同
玉江浦	寅松養母	中村	ミノ	廿六日
江向	主	青木	総文	同
米屋町	市三郎三男	佐古	尙三	廿三日
濁淵	乙熊養母	大谷	キチ	同
鶴江	實平長男	正本	平治	廿八日
後小畑	嘉市母	井上	カメ	同
玉江浦	金祐長男	齋藤	實	廿九日
玉江	光藏四男	來島	重一	廿四日
東濱崎町	ヨネ孫	勝山	榮	卅一日
松本市	吉二長女	山田	テル子	同

誤 謬 訂 正

六月中死亡届欄に大島京子、藤井越子両名を記載したるは誤記に付抹消す

米屋町	千代造二女	清水	俊子	七月十日
青海	小源吾婦	笹村	艶子	六月十八日
全	孫	全	玲子	全
土原	孝一三女	厚母美津子	全	九日
平安古町	傳治郎長男	福本	正作	十三日
土原	龜三妻	○井上千代子	全	十五日
全	長	女○全	綾榮	全
全	長	男○全	堯	全
目代	五郎左衛門四男	村岡政一	全	十三日
川島	十藏孫	直鍋	豐子	十一日
御許町	伊久太二男	○福島	歲雄	全
全	貫一弟	柴部	良雄	全
今古萩町	助七長男	中川	勇	十四日
全	藤松六男	見好	幸雄	全
古萩町	幸男弟	平岡	律	全
堀内	市松弟	中村	政義	全
木間	大田平三郎	全	全	全
熊谷町	義助四女	岡本	弘子	全
吉田町	野上善人	全	全	全
玉江浦	七右衛門庶子男	全	全	全

◎七月中入寄留及復歸届出の者

○印は復歸の者△印は町内轉寄留の者
 入寄留又は復歸の年月日

區名	世帯主と氏名	昭和六年七月一日		
堀内	世帯主△森重ヨシノ	昭和六年七月一日		
全	長	女△全	智惠子	全
全	二	女△全	澄子	全
全	三	女△全	紀子	全
全	四	女△全	静江	全
川島	世帯主△宗像	佐熊	全	六月廿八日
全	三	男△全	丈夫	全
全	妻	全	シズ	全
全	五	男	全	全
香川津	世帯主	砂川	島一	全
濱崎町	石川利吉縁故者	齋藤	公孝	全
七月五日	全	全	全	全
榑町	中太郎吉縁故者	竹内	吉治	全
七月七日	全	全	全	全
吉田町	世帯主	澁谷	伊三	全
七月七日	全	全	全	全
油屋町	世帯主	安周	虎市	全
十日	全	全	全	全

全	北古萩町	世帯主	富元	會榮	全	六月廿五日
全	八	女	全	昌子	全	全
全	七	女	全	和子	全	全
全	五	女	全	仁子	全	全
全	四	女	全	淑枝	全	全
全	長	男	全	勉	全	全
全	妻	全	全	イセ	全	全
全	世帯主	谷	全	次男	全	全
全	妹	全	全	好子	全	全
全	二	女	全	俱子	全	全
全	長	女	全	信子	全	全
全	妻	全	全	ミチ子	全	全
鐵道官舎	世帯主	曾根	信	全	全	七月六日
榑東原	△山本	ハル	全	全	全	六月十五日
中ノ倉	世帯主	△橋本	鶴松	全	全	一日
全	三	女	全	ノエ	全	全
全	長	女	全	美枝	全	全
全	妻	全	全	コヨセ	全	全
全	母	全	全	クマ	全	全

全	全	長	男	俊明	全	全
全	中津江	世帯主	○佐藤	一熊	全	七月五日
全	北古萩町	世帯主	△緒方	尙春	全	全
全	榑町	世帯主	河村	鶴一	全	全
全	榑	庶子	全	秀松	全	全
全	川島	世帯主	△岡庭	秀男	全	全
全	全	妻	△全	美惠子	全	全
全	全	長	男△全	正	全	全
全	土原	世帯主	阿部	岩吉	全	全
全	全	縁故者	戸本	與吉	全	全
全	全	縁故者	全	カネ	全	全
全	米屋町	世帯主	△羽野	智市	全	十五日
全	香川津	沖野	中野	三郎	全	全
全	平安古町	養子ノ弟	今田	サヨ	全	全
全	全	孫	△田中	健次	全	全
全	椎原	世帯主	○宮田直三郎	全	全	十一日
全	全	妻	○全	キタ	全	全
全	全	四	男○全	誠	全	全

く呆然自失してゐる地方民に對し元氣を呼び覺ましてやるため同校二百の生徒はこの程來申妻々しい田圃姿に身をかため自校作物のトマト、茄子苗などを背負ふて総出勤し村々を訪ねて苗を配つたり村人の先に立つて困つてゐる農家の植付をしたり耕してやつたり終日汗みぎろの勞働奉仕をしてゐた、め呆然としてゐた地方農民も急に元氣つけられて働き出すに至つたといふ。

◆輝く村の研究田

一村これに倣ふ

高知縣長岡郡由井村の村役場では役場の後に「研究田」といふのを設けたこれは米の増收方法は口でだけこれほど宣傳しても効果はあがらぬもの實際にやつて見せるに限といふので農會指導のもとに村長から以下吏員総出で耕作をはじめたがこれが指導田となつて村内皆この方法によるやうにする豫定で本年から向ふ三ヶ年に反當り米六石、麥四石四斗が收穫される筈であると、村長はじめこれによつて一村を窮乏から救はうと全力をあげて働いてゐる

◆貧村が美田化する

皆野良に出て働き養雞は専ら女子供の仕事としてゐたが結果は非常に良好で二十に満たぬ小戸數で一年のうちに一ヶ月千五六百個の卵を出荷するやうになり極貧部落もこれがために以後豊かな經濟状態になつた。

◎萩町 日誌

(本月報登載外のもの)

- 七月一日 宮崎助役は上水道の件に付き山口市に出張
- 明倫小學校に於て青年訓練所總動員を實施
- 四日 町公會堂に於て阿武郡産牛畜産組合萩町常設家畜市場改築落成式舉行
- 八日 上水道先進地視察員一行午後六時歸萩
- 十日 林町長は上水道並省營バスに關し縣廳に出張即日歸廳
- 十一日 町衙に於て戸數割調査委員會開催
- 十七日 平井本縣知事は徴兵検査視察後玉江浦青年宿を視察す

拍子木村生活の由來

福島縣の新山町石熊部落は非常な美田揃ひでどんな年でも反當り七八俵の收穫をあげてゐるので有名なところだが、その昔同地方は非常に地味が悪くしかも耕地が少く村民の生活も殆ど立ち兼ねる有様だつたが村民たちは百方方法を講じた末がつひに協力して仕事をするのが最善の道だといふ結論により同村の名物「拍子木生活」といふのを始めた、つまり順ぐりに當番がきまつてゐて毎朝カチ／＼村中を拍子木を打つて廻る、それによつて起床も野良へ出かけるのも、晝めしも終業も村中のものが軍隊式にキチン／＼と行動するので仕事の能率のあがること素晴らしい數年ならずして前記の如く模範の良田、有福な村となつたといふが目下のこの農村の不況に際しこれこそ大に行はるべき良法だとして近村でもこれに倣はうとしてゐる

◆女子供は養雞男は野良で

朝鮮京畿道長白山面もまた極貧部落として有名なところであるが、これではいかぬと發奮した村民は三年前から一齊に各戸で養雞をはじめた、男子は

- 十九日 萩魚市場に於て萩町魚市場委員會開催
- 二十日 町衙に於て産業組合長北部會開催
- 二十二日 宮崎助役は上水道事務打合の爲山口市に出張
- 二十三日 宮崎助役は堀内公會堂に於ける山口高等商業學校主催の茶話會に出席
- 午後二時より課長會議開催
- 二十九日 林町長は笠山土地を越ヶ濱漁業組合に分讓の件に付同地に出張

◎豫防消毒機使用の勧め

近頃結核で倒れる人が次第に増して來ました此の病氣の蔓延に對しては各自に於ける衛生上の注意が最も必要であり又患者の使用した品物の如きは十分に之を消毒して使用するのが肝腎であります
萩町では右の外傳染性の「赤痢、チブス、デフテリア、コレラ、ペスト、痘瘡」其の他の病毒をして蔓延せしめぬ様完全に之を消毒する爲專賣特許SK式真空消毒機を備付け一般の消毒に應ずることになつ

て居りますからこの設備を利用せられてお互に病氣に罹らぬ様に用心を願ひます尙消毒機使用料金其の他の詳細に付ては役場内衛生係又は堀内病院へ申込まれるれば一切の取計を致します

●讀者の聲

本雜事中に「讀者の聲」といふ項を設け主として萩町の公益増進に關し讀者諸彦より希望せらるゝ事項を一事項につき二十三字詰三行以内を限度とし之を掲載することとしてゐます、匿名にて差支ありません振つて御投稿を御願ひ致します



題焦心錄後

高杉晋作

内憂外患迫吾州

正是存亡危急秋

唯爲邦君爲家國

焦心碎骨又何愁

囚中有感

前原一誠

四十年來重五倫

誠忠却爲不忠臣

月明猶是有私否

不照檻倉獨坐人

●納税のすゝめ

本月の税金は國稅、營業收益稅第一期、同縣稅附加稅及同町稅附加稅、資本金子稅第一期、縣稅、營業稅及雜種稅(歩合稅に係るもの)同町稅附加稅の七種であつて其の納期限は何れも月末であります尙例に依り左の通り出張徴收を致しますから是非之を御利用下さい

八月二十八日

木間小學校

山田信用組合

八月二十九日

椿東記念館

積善信用組合雁島支部

越ヶ濱上水道事務所

昭和六年八月

萩町稅務課

●敢て町産業技術員の御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の專屬技術員として普通農事一人果樹園藝一人林業一人水産業一人養蠶業一人の外に囑託技術員として普通農事一人を置いております是等の人達は全く机上の仕事をする者では無く町内當事者各位の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體として居るものであり皆様が之を御利用下さいればこそ萩町の生産業を進歩齟達せしめ得るのでありますから今後は御遠慮なく關係の區長役場を経て其の旨をお申出下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様致します敢て御利用を望む

尙は右技術員の人達が町内を巡回の際皆さんの田畑園地其の他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あるときは約葉書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を掲け置き御注意を促すこと致しておりますから右様御承知置きを願ひます

萩町勸業課

稟告

萩月報の使命とする所は町民諸子をしてより多くが自己の町勢を理解し率て以て愛町の觀念を旺盛ならしめむとするに在り換言すれば本月報をして町民諸子の自治制度上に於ける常識として唯一無二の絶好讀物たらしめ相倚りて町將來の福祉を増進し所謂町格を向上せむことを冀ふものなり。

幸にして發行以來年と共に購讀者數を増加し編輯上其の責任の重大なるを感せらるゝにより今後は一層登載事項の蒐集選擇に力を注ぎ以て讀者各位の期待に副はむことを欲す之を諒とせられむことを。

萩月報編輯者

發行要項

一、發行 毎月一回十五日發行
購讀料 一ヶ月 金 拾 八 錢(郵稅共)
六ヶ月分 金 壹 圓(同上)
一ヶ年分 金 壹 圓 八 拾 錢(同上)

昭和六年八月十三日印刷
昭和六年八月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林 勇 輔

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷者 荒瀨 徳 治

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷所 信清舎印刷所

發行所 山口縣萩町役場

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十一番地

取次所 藤川書店

萩月報

昭和六年八月十三日印刷納本
昭和六年八月十五日發行

昭和五年五月六日
第三種郵便物認可

毎月一回十五日發行 第四十一號